

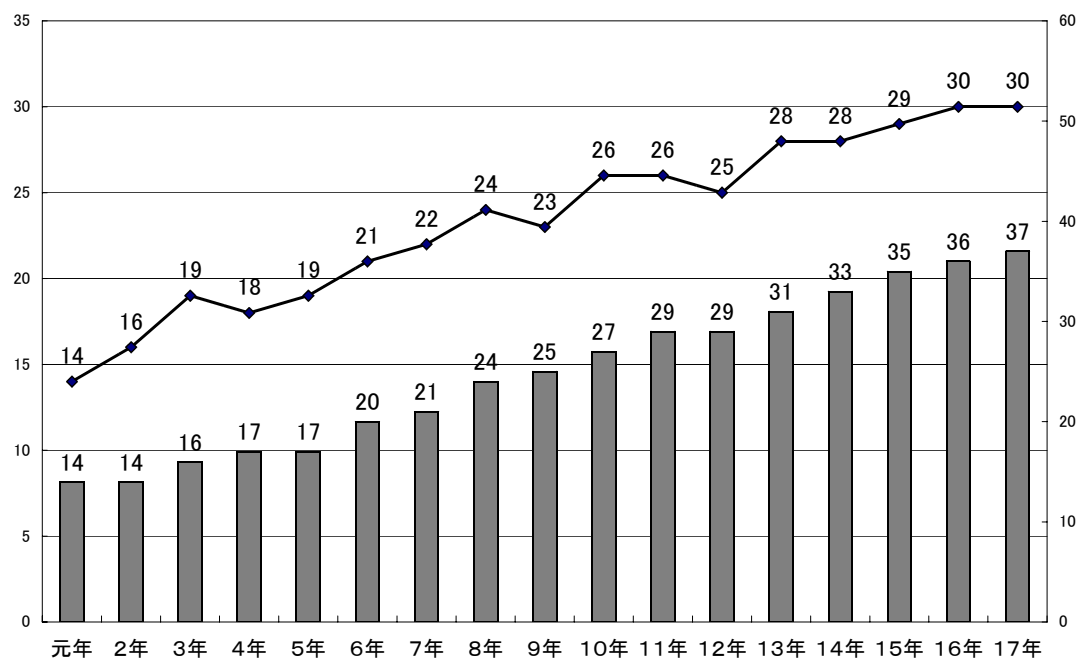
# 参 考 資 料

	頁
No. 1 アフターケアの支払額及び健康管理手帳交付者数の推移 . . . . .	1
No. 2 各対象傷病別実施状況（17年度） . . . . .	2
No. 3 療養（補償）給付と「治ゆ」「再発」 . . . . .	3
No. 4 療養（補償）給付とアフターケアの実施時期と範囲 . . . . .	4

## アフターケアの支払額及び健康管理手帳交付者数の推移

折れ線：支払額（億円）

棒線：健康管理手帳交付者（千人）



各対象傷病別実施状況（17年度）

傷病名	健康管理手帳			年間支払額 (千円)
	所持者数	新規交付者	失効者数	
1 炭鉱災害によるCO	154	0	2	9,800
2 せき髄損傷	9,288	699	451	1,105,390
3 頭頸部外傷症候群等	9,659	1,079	1,191	828,083
4 尿路系障害	653	79	58	36,806
5 慢性肝炎	821	47	47	53,168
6 眼疾患	5,098	613	470	206,618
7 振動障害	2,704	442	376	450,452
8 大腿骨頸部・股関節	2,137	387	259	41,996
9 人工関節・人工骨頭置換	3,207	378	161	50,414
10 慢性化膿性骨髄炎	500	85	49	14,399
11 虚血性心疾患等	44	8	1	6,395
12 尿路系腫瘍	61	9	3	6,520
13 脳血管疾患	324	73	15	25,904
14 有機溶剤中毒等	34	4	0	4,505
15 末梢神経損傷	1,523	264	167	145,593
16 熱傷	486	101	88	15,349
17 サリン中毒	42	9	2	2,147
18 精神障害	90	27	4	10,170
合計	36,825	4,304	3,344	3,013,709

## 療養（補償）給付と「治ゆ」「再発」

業務災害又は通勤災害により被災し、傷病の症状改善（心身の機能回復）のための「治療等医療措置」が必要なもの。

### 1 治ゆ前

#### ○ 療養（補償）給付の支給

「治療等医療措置」を行い、可能な限りの心身の機能回復を行う。



### 2 治ゆ

#### ○ 療養（補償）給付の終了

「治ゆ」とは、療養によって、症状が安定し、医療効果がそれ以上期待し得ない（症状固定の）状態であるので、「治療等医療措置」は終了する。

#### ※ 障害（補償）給付の支給

治ゆ時に残存する後遺障害が障害等級に該当する場合に、労働能力の喪失の程度に応じて支給する。



### 3 治ゆ後

#### ○ 療養（補償）給付の不支給

後遺症状について、「治療等医療措置」を受けることはできない。

#### ※ アフターケアの支給（労働福祉事業）

傷病の性質上、後遺症状に動揺をきたすおそれ、後遺障害に付随する疾病を発症するおそれのあるものについて、「予防その他の保健上の措置」を受けることができる（現在、対象となる傷病は21に限定）。



### 4 再発

#### ○ 療養（補償）給付の再支給

「再発」の要件を満たすものについて、「治療等医療行為」を再び受けることができる。

#### ※ 再発の要件

- 1 業務以外の要因によるものではないと認められること
- 2 治ゆ（症状固定）時の状態からみて明らかに症状が悪化していること
- 3 療養によってその症状が改善される見込みがあると医学的に認められること

## 療養（補償）給付とアフターケアの実施時期と範囲

### （治ゆ前）

#### ○ 療養（補償）給付の支給（労災保険給付）

##### ※ 療養（補償）給付の範囲

療養（補償）給付の範囲は、次による（政府が必要と認めるものに限る。）。

- 1 診察
- 2 薬剤又は治療材料の支給
- 3 処置、手術その他の治療
- 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 6 移送

治ゆ（症状固定）
----------

### （治ゆ後）

#### ○ アフターケアの支給（労働福祉事業）

##### ※ アフターケアの範囲

次の事項について、対象傷病別アフターケア実施要綱に定められている。

- 1 診察
- 2 保健指導
- 3 保健のための処理
- 4 理学療法
- 5 注射
- 6 検査
- 7 精神療法、カウンセリング等
- 8 保健のための薬剤の支給

再 発
-----

### （再発後）

#### ○ 療養（補償）給付の支給（労災保険給付）